

## 同居家族がいる場合の訪問介護(生活援助)の算定について

### ○訪問介護サービスにおける生活援助の算定について

「生活援助」とは、利用者が1人暮らしであるか又は同居の家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により家事を行うことが困難な場合に、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助をおこなうもの(平成12年厚生労働省告示第19号)をいいます。

同居家族がある場合の生活援助については、その同居家族が対応することが基本となり、原則保険給付対象として算定はできないこととされています。しかし一方では、個別性を勘案し、「同居する家族等が障害・疾病その他やむを得ない事情により、家事ができる状況でない」場合、算定できることも認められています。これらの解釈については、平成12年の厚生労働省からの通知以降、同様の取扱いとされており、昨今の制度改正等によるものではありません。

しかしながら、今回、コムスン問題や集団指導等にて、生活援助の取扱いにおいての問合せが多くなっていることから、あらためて解釈通知に基づき、以下のとおり川口市としての考え方を整理しましたので、今後の取り扱いについて留意ください。

#### 1 生活援助の算定が可能と思われる本人及び世帯像

- ① 利用者が1人暮らしであること
- ② 同居の家族等が障害・疾病を抱えている状態であること
  - (1) 障害・・・同居家族が障害(身体・知的・精神等)を有し、家事をすることが不可能である場合(障害者手帳の有無だけで判断するのではなく、障害により家事が可能か否かということ)。
  - (2) 疾病・・・同居家族が疾病のため、家事をすることが不可能である場合。(困難である原因の疾病を明確にする必要があります)

#### ③ その他

その他の状況として考えられるもの(例示)

- ・同居の家族が、要介護または要支援認定者で、家事を行うことが困難な状況にある。
- ・同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。  
(例)介護放棄・虐待等。単にやったことがないから出来ない、遠慮があり頼みにくいというのは該当しません。
- ・同居の家族に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できない場合。 など

上記のような状況が見込まれ、判断がつきにくい場合には、ケアプラン及び生活援助算定確認書持参により、保険者に相談(ケアマネジャー対応)が必要となります。

#### 2 日中独居者への対応

基本的には同居との位置付けでの考え方となりますが、利用者の健康維持、安定との観点から、食事に関する調理についてのみ、日中独居にて対応が困難との状況であれば、1同様の取扱いとすることを可能と考えます。しかし、この場合でも他のサービスで代替でき

ないか(例:配食サービス等)検討が必要となります。(掃除や洗濯については、日中独居との状態であっても同居家族の協力が得られるとの判断から、基本的に対応することは困難と考えます)

やむを得ず、同居家族がいる場合に生活援助を算定する場合でも、有償サービスやボランティア、他に代替する制度の要件に該当していないかを検討し、プランに記載する必要があります。

### 3 「同居」の定義

#### ① 同居の判断

同一の家屋に住んでいること。

#### ② 別居の判断

別敷地別棟に居住していること。マンション等においては別棟別階別室であること。

※いわゆる二世帯住宅や同一敷地内別棟に家族が居住する場合は基本的には同居となる。

### 4 生活援助算定の判断手順例

本人ができるかできないか(本人ができることは、訪問介護サービスを提供することはできません)

↓

本人に必要なサービスか(単に利用者が希望することではなく、日常生活を営む上で必要な内容・回数・時間が対象となります)。

↓

同居の家族等ができるかできないか

(同居の家族等ができる場合は、訪問介護サービスを提供することはできません。同居の家族等が出来ない場合、家族等の状況が上記1の②～③に該当するかどうか判断します)

↓

代替となる手段があるか(ボランティア・民間の食事配達サービスの活用などが可能か)

↓

サービス内容の決定(上記3にあてはまることがないか確認の上、サービス内容を決定します。)

### 5 注意事項

同居の家族等がいる方について生活援助費を算定する際は、なぜ同居家族が行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのかを、サービス担当者会議などで検討した上で、適切なケアマネジメントを通じて居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けする必要があります。しかしその場合であっても、有償サービス、他の制度の活用等を検討し、代替できる選択肢がないかを確認し、第三者が見たときに明確な説明ができるよう(客観性の担保)、決定した経過がわかる記録を残すことが必要となります。